

第326回（第21期第17回）隠岐海区漁業調整委員会議事録

日時：令和2年12月15日（火） 13：45～15：15

場所：松江市殿町 島根県職員会館
隠岐郡隠岐の島町港町 隠岐合同庁舎
隠岐郡西ノ島町別府 島前集合庁舎

出席委員の氏名：佐々木 雅秀（2番）、升谷 健（3番）、葛西 清秀（5番）、濱田 利長（7番）、
（敬称略） 長府 吉信（8番）、福山 孝行（9番）、林 千枝子（10番）

欠席委員の氏名：前田 芳樹（1番）、吉田 篤司（4番）、亀谷 潔（6番）
（敬称略）

3 議題

1 開会

2 挨拶

3 議事

- (1) 島根県資源管理方針の制定について（諮問）
- (2) マイワシ、マアジの知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）
- (3) 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画
（第6管理期間のクロマグロTAC）の変更について（諮問）
- (4) 知事許可漁業の制限措置の内容等を定めることについて（諮問）
・島根県沖合海面における小型いか釣漁業（県外船）
- (5) 島根県沖合海面におけるふぐ浮延縄漁業の禁止について（協議）
・委員会指示の更新
- (6) 島根県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の制定について（報告）
- (7) 島根県特定水産資源の採捕の停止に関する規則の制定について（報告）
- (8) 隠岐支庁水産局長専決海面漁業許可等の取扱方針の一部改正について（報告）
- (9) その他

4 開会

議長は、審議に先立ち、WEB会議システムにより出席者が一堂に会するのと同等に適時的確な意見表明が互いにできる状態であることを確認した。

事務局長 開会宣言（出席委員の定足状況及び委員会の成立を報告）

5 挨拶

会長（議長 葛西委員） 挨拶（省略）

6 議事

議長（5番：葛西委員）による議事録署名者の指名
議事録署名者：7番 濱田委員、9番 福山委員

(1) 島根県資源管理方針の制定について（諮問）

議長（5番：葛西委員）

それでは、議題1の島根県資源管理方針の制定について、事務局から説明をお願いします。

県庁水産課

島根県知事から諮問文が届いておりますので読み上げます。

～諮問文を朗読～

- これまではTAC法に基づき資源管理基本計画を策定し、資源管理を行ってきたが、TAC法は廃止され、今後は改正漁業法に基づき資源管理を行う。主な変更点は以下の通り。
 - 今後は全ての種類の水産資源について評価を行うように努める。
 - これまでは資源管理基本計画において資源管理の考え方やTACの数量を定めていたが、今後は資源管理基本方針において資源管理の考え方や配分基準を定める。また、具体的な数量は本方針に基づいたうえで、本方針とは別に定める。
 - これまでTAC数量を変更するたびに計画自体を変更していたが、今後は数量のみを変更する。
- 資源管理方針の内容は以下の通り。
 - TAC魚種のことを、今後は特定水産資源という。
 - 方針の別紙に魚種ごとの管理区分と配分の基準を記載する。
 - 現在、方針の別紙にまあじ、まいわし対馬暖流系群、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）を掲載している。
 - 今後、するめいか等の特定水産資源を資源管理方針に追加する場合は、管理漁期開始前に海区漁業調整委員に諮問する。
 - まあじ、まいわし対馬暖流系群の管理方法は、従来の県計画で定めていた内容と同様に、漁業種類を中型まき網漁業とその他の漁業に区分し、直近5か年の漁獲実績を基本としてそれぞれの漁業種類へ数量配分する。
 - くろまぐろ（小型魚）の管理方法は、従来の県計画で定めていた内容と同様、漁業種類を定置漁業、沿岸くろまぐろ漁業、その他の漁業に区分し、漁獲可能量のうち3%を留保枠とし、平成22年から24年の漁獲実績を基本とした割合で各漁業種類に配分する。また、留保枠はあらかじめ海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法で配分する。そして、融通の結果、漁獲可能量に変更された場合は、あらかじめ海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法によって配分量を変更する。
 - くろまぐろ（大型魚）の管理方法は平成26年から平成28年までの漁獲実績を基本とした割合で各漁業種類に配分する。また、留保枠は5%とするが、その他の点は小型魚と同じ。
 - 本方針は少なくとも5年に1度見直すことと規定されている。

本方針の策定について当委員会で異議無い旨を答申いただければ、農林水産大臣に承認を依頼し、承認されれば、方針が策定され、県報へ掲載する。

議長（5番：葛西委員）

何かご質問、ご意見ありますか。

全委員

なし。

議長（5番：葛西委員）

それでは、特にないようですので、この諮問案件については異議ない旨答申させていただきます。

(2) マイワシ、マアジの知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

議長（5番：葛西委員）

議題2は諮問事項でございます。マイワシ、マアジの知事管理漁獲可能量の設定について事務局から説明をお願いします。

県庁水産課

島根県知事から諮問文が届いておりますので読み上げます。

～諮問文を朗読～

- 農林水産大臣からさんま、まあじ、まいわしに関する令和3管理年度における漁獲可能量の当初配分について通知があった。具体的な内容は以下の通り。
 - さんまは本県での採捕実績はあるものの、おおむね100トン未満の為、具体的な数量配分はない。
 - まあじは過去3か年の、全国の漁獲量に対する本県の漁獲割合をもとに基本シェアを作成し、国全体の配分量150,800トンに基本シェアを乗じて算出された値20,900トンが本県の当初配分量となる。
 - まいわし対馬暖流系群は、過去3か年の、全国の漁獲量に対する本県の漁獲割合をもとに基本シェアを作成し、国全体の配分量77,000トンに基本シェアを乗じて算出された値20,900トンが本県の当初配分量となる。
- T A Cの設定及び配分の考え方については以下の通り。
 - T A Cはステークホルダー会合で決められた漁獲シナリオで算定されたA B Cとする。
 - まあじの当初配分量は75%とし、25%は留保枠とする。
 - まいわし対馬暖流系群の当初配分量は70%とし、30%は留保枠とする。
 - まあじは系群が完全に独立していない可能性があるため、1つのT A Cで管理する。
 - 来遊状況に応じ不足が生じた場合には留保枠から配分する。
- まあじはM S Y水準を目標として資源管理をしていく。資源管理の具体的な内容は以下の通り。
 - 太平洋系群の目標親魚量は6万トンで、現在の資源動向は親魚量がM S Y水準を下回り、漁獲圧がM S Y水準を上回る。
 - 対馬暖流系群の目標親魚量は25.4万トンで、現在の資源動向は親魚量がM S Y水準を上回り、漁獲圧がM S Y水準を下回る。
 - 島根県に配分されたT A Cについては過去5年間の漁獲比率に応じて、漁業種類ごとに数量を配分する。また、漁獲可能量が変更された場合も、漁獲比率に応じて配分量を変更し、変更後の海区漁業調整委員会にて報告する。
 - 中型まき網漁業の漁獲比率は94.1%で、配分数量は19,600トン。
 - その他の漁業種類は、現行の水準以上に漁業量を増大させない。
- まいわし対馬暖流系群はM S Y水準を目標とし資源管理をしていく。資源管理の具体的な内容は以下の通り。
 - 目標親魚量は19.4万トンで、現在の資源動向は、親魚量はM S Y水準を下回り、漁獲圧はM S Y水準を下回る。
 - 島根県に配分されたT A Cについては過去5年間の漁獲比率に応じて、漁業種類ごとに数量を配分する。また、漁獲可能量が変更された場合も、漁獲比率に応じて配分量を変更し、変更後の海区漁業調整委員会にて報告する。
 - 中型まき網漁業の漁獲比率は98.8%で、配分数量は20,600トン。
 - その他の漁業種類は、現行の水準以上に漁業量を増大させない。

本諮問について当委員会で異議無い旨を答申いただければ、農林水産大臣に承認申請し、承認され

れば、県報掲載する。

議長（5番：葛西委員）

何かご質問、ご意見ありますか。

2番：佐々木委員

MSY水準の値は資料に記載されているのか、またこれを説明して欲しい。具体的な数量を明示してくれないと数量設定も任せるしかない気がする。

県庁水産課

MSYとは、資源の元本を減らすことなく利用できる最大の漁獲量のこと。MSYは国の研究機関が資源評価を行い、そのデータに基づき算出する。MSYの具体的な値についてはステークホルダー会合で示されている。

ステークホルダー会合で、10年後に50%以上の確率で親魚量の目標達成ができる漁獲シナリオを複数提示し、そのシナリオに基づいてTACを決める仕組みだが、この資料には記載していない。次回以降のTACの諮問の際は記載する。

2番：佐々木委員

具体的な数値を示してもらえれば、説明がわかりやすい。また、基本シェアについても根拠資料が示されていない。漁獲可能量を設定するうえで、何を根拠に数値設定しているのか資料に添付して欲しい。基本シェアについての説明も可能か。

県庁水産課

基本シェアは国が各県の採捕実績をもとに各県にシェア率の根拠資料としてよいか照会をかける。その後、根拠資料を基に基本シェアを作成しているが、この議題資料に基本シェア作成までの流れは記載していない。資源管理の決定までの過程が透明性をもって委員の皆様にお伝えできるように次回以降していきたい。

2番：佐々木委員

是非お願いします。

議長（5番：葛西委員）

他に何かご質問、ご意見ありますか。

全委員

なし。

議長（5番：葛西委員）

それでは、特にないようですので、この諮問案件については異議ない旨答申させていただきます。

(3) 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について（諮問）

議長（5番：葛西委員）

議題3は諮問事項でございます。島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について事務局から説明をお願いします。

事務局

島根県知事から諮問文が届いておりますので読み上げます。

～諮問文を朗読～

県庁水産課

- 県内漁協から管内定置漁業の漁獲枠の内、大型魚0.3トンを放出し、小型魚0.3トンをもらいたい旨の融通希望があった。この度、融通が叶った為、県計画とガイドラインの変更を行う。
- 11月30日現在のTAC消化率は、大型魚39.5%、小型魚35.3%となっている。
- 前年と比べて大型魚・小型魚ともに消化率が低い。

議長（5番：葛西委員）

何かご質問、ご意見ありますか。

全委員

なし。

議長（5番：葛西委員）

それでは、特にないようですので、この諮問案件については異議ない旨答申させていただきます。

（4）知事許可漁業の制限措置の内容等を定めることについて（諮問）

議長（5番：葛西委員）

議題4は諮問事項でございます。知事許可漁業の制限措置の内容等を定めることについて事務局から説明をお願いします。

事務局

島根県知事から諮問文が届いておりますので読み上げます。

～諮問文を朗読～

隠岐支庁水産局

- 漁業法の改正に伴い、島根県漁業調整規則においては、制限措置の内容や申請期間を定め、許可することとなった。
- 今漁期中に県外小型いか釣り漁業の許可受給者から制限措置と異なる内容での許可申請や新規許可申請があった際に、規則に基づいて許可事務を行うため、制限措置の内容等を定めておく必要があるため、本委員会へ諮問する。
- 制限措置の内容は、従来許可内容としていたものと同様の内容で定める。
- 新規許可要望が出た際、島根県と関係道県の間で調整が諮られた隻数のみ許可することとし、その数は総トン数10トン以上、10トン未満でそれぞれ5隻ずつの枠を設ける。
- 許可又は起業の認可を申請すべき期間は、改正後の規則においては、新規許可を行う際、その期間は1ヶ月以上の範囲内で、漁業の種類ごとに定めるとされているが、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情がある時には、その限りではないとされている。
- 当該漁業は、1ヶ月以上の申請期間を設けると操業に支障を及ぼすことと、新規許可申請の要望の有無が現時点で不明であることから、他道県から新規許可要望があった際は、関係道県との間で調整が図られた日から1週間程度を申請期間とする。

議長（5番：葛西委員）

何かご質問、ご意見ありますか。

2番：佐々木委員

令和2年度の許可実績が210隻か。

隠岐支庁水産局

そのとおり。

2番：佐々木委員

令和元年度の許可実績は。

県庁水産課

220隻。

2番：佐々木委員

いか資源の減少が叫ばれている中で、資料中に資源水準について記載が無いと許可隻数を定める判断ができない。

県庁水産課

県外いか釣り許可は従来から相手県との交換条件で設定している。なお島根県では今年も300隻ほど枠を準備したが、実際に許可した船は210隻。

また、資源量の増減のみで許可隻数を毎年増減することは相手県とのやりとりがあるため難しい。そのため、合意に基づいた許可隻数の設定を続けたい。

議長（5番：葛西委員）

他に何かご質問、ご意見ありますか。

全委員

なし。

議長（5番：葛西委員）

それでは、特にないようですので、この諮問案件については異議ない旨答申させていただきます。

(5) 島根県沖合海面におけるふぐ浮延縄漁業の禁止について（協議）

議長（5番：葛西委員）

議題5は協議事項でございます。島根県沖合海面におけるふぐ浮延縄漁業の禁止について事務局から説明をお願いします。

隠岐支庁水産局

- ふぐ浮延縄漁業の禁止にかかる海区委員会指示の有効期間が今年末で切れる。県としては島根県沖合の漁業秩序の維持を図るため、ふぐ浮延縄漁業を禁止について、引き続き指示する必要があると考えている。指示の内容は以下の通り。
 - 隠岐海区海面においては、ふぐ浮延縄漁業（スジ縄漁業）を操業してはならない。
 - 令和3年1月1日から令和5年12月31日までを有効期間とする。
- この委員会指示が発動された経緯・背景は、ふぐ浮延縄漁業は、山口県や福岡県などで主にトラフグを対象として操業されており、数百メートルにおよぶ延縄を流すため、海面を広範囲に占拠する漁業である。昭和63年頃から島根県沖合で操業するようになり、島根の小底の操業に支障を来すようになった。これを受けて、山口県側に対し、何度も操業自粛を申し入れたものの改善されず、平成5年に島根県沖でのふぐ浮延縄漁業を禁止する委員会指示を発動した。

本指示案について審議いただき、異議の無い旨回答いただければ、県の法令部局との協議の後に県報へ掲載するが、その際に内容を変えない範囲で、若干の語句修正があるかもしれないが、ご了承願います。

議長（5番：葛西委員）

何かご質問、ご意見ありますか。

全委員

なし。

議長（5番：葛西委員）

それでは、特にないようですので、この協議案件については異議ない旨回答させていただきます。

(6) 島根県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の制定について（報告）

議長（5番：葛西委員）

議題6は報告事項でございます。島根県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の制定について事務局から説明をお願いします。

県庁水産課

これまでTAC法を根拠に採捕数量等の報告に関する規則を制定していたが、TAC法廃止に伴い、改正漁業法を根拠として規則を制定しなおす必要がある。規則の内容は以下の通り。

- ▶ やむをえない事由を除き、報告は電子データで行う。
- ▶ 代理人を通じて特定水産資源の漁獲量の報告をする場合には、その権限を証する書面を知事に提出しなければならない。

議長（5番：葛西委員）

何かご質問、ご意見ありますか。

全委員

なし。

議長（5番：葛西委員）

それでは、特にないようですので、この報告案件について審議を終了させていただきます。

(7) 島根県特定水産資源の採捕の停止に関する規則の制定について（報告）

議長（5番：葛西委員）

議題7は報告事項でございます。島根県特定水産資源の採捕の停止に関する規則の制定について事務局から説明をお願いします。

県庁水産課

これまでTAC法を根拠に採捕停止に関する規則を制定していたが、TAC法廃止に伴い、改正漁業法を根拠として規則を制定しなおす必要がある。規則の内容は以下の通り。

- ▶ 漁獲の積み上がりにより知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きい場合等は、知事が告示を行い、採捕の停止を命じることができる。
- ▶ 採捕の停止期間は告示翌日から管理年度の末日まで。
- ▶ 国からの漁獲可能量の追加配分等により、知事が、直ちに知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認める旨の告示をした場合、採捕の停止が解除となる。

議長（5番：葛西委員）

何かご質問、ご意見ありますか。

全委員

なし。

議長（5番：葛西委員）

それでは、特にないようですので、この報告案件について審議を終了させていただきます。

(8) 隠岐支庁水産局長専決海面漁業許可等の取扱方針の一部改正について（報告）

議長（5番：葛西委員）

議題8は報告事項でございます。隠岐支庁水産局長専決海面漁業許可等の取扱方針の一部改正について事務局から説明をお願いします。

隠岐支庁水産局

漁業法改正に伴う島根県漁業調整規則の改正により、隠岐支庁水産局長専決海面漁業許可等の取扱方針を一部改正した。

改正の内容はつけ漁業、ぶり固定式さし網漁業、かさ網漁業について許可期間を1年から、他の漁業と同様に原則5年に変更した。また、方針全体の体裁を変えているが、内容の変更はない。

議長（5番：葛西委員）

何かご質問、ご意見ありますか。

全委員

なし。

議長（5番：葛西委員）

それでは、特にないようですので、この報告案件について審議を終了させていただきます。

(9) その他

議長（5番：葛西委員）

その他について事務局のほうで何かありますか。

県庁水産課

10月の海区漁業調整委員会で情報提供した資源管理ロードマップについて、漁業関係者の理解醸成が不可欠であり、現場の実感や考えを資源管理に反映させる必要があるので、水産庁が浜回りを行う。

今後、漁協と相談しながら新たな資源管理が浜に浸透し、漁業者の不安を少しでも減らせるように浜回りの活用も検討したいと考えている。

議長（5番：葛西委員）

浜回りをしてくれるのはありがたい。何かご質問、ご意見ありますか。

9番：福山委員

知夫村で漁業法の改正について回覧が回っていた。内容は漁業法改正に伴い、あわび、なまこ、しらすうなぎが特定水産動植物に指定され、違反した場合、重罰が課されるというもの。また文書中に、「例えば、食事の為に岸壁でなまこを1つとったり、解放区であわび、なまこを採捕することも禁止となる」旨の記載があった。

知夫村はここ数十年、夏に解放区を設けて漁業権を持たない者に対し、あわびやなまこを採捕可能としてきた。それらのことは禁止となるのか。

隠岐支庁水産局

管内の住民に対して、役場を通じて周知を行っている。漁業者が漁業権に基づいてあわび等を採捕することは問題ないが、解放区であっても一般の方が許可を持たずに採捕した場合は、罰則の対象となる。また、回覧を回す前に管内の漁協に承諾を得ている。

9番：福山委員

解放区であっても漁業者以外の者があわびやさざえを採捕することが禁止になるのか。

隠岐支庁水産局

あわびとなまことしらすうなぎが採捕禁止となる。解放区でさざえやわかめを採捕する行為は、漁

協が受任している場合は問題ない。

議長（5番：葛西委員）

他に事務局のほうで何かありますか。

事務局

3月にくろまぐろ、するめいかのTACについて予定している。

議長（5番：葛西委員）

これをもちまして委員会を終了します。

本日のWEB会議システムを用いた委員会は終始異常なく議題の審議を終了した。

閉会宣言

県職員として委員会に出席した者の職氏名

県庁水産課	企画員 主任技師	高橋 一郎 竹谷 万理
隠岐支庁水産局	局長 主任技師	為石 起司 佐々木 雄基
隠岐海区漁業調整委員会事務局	事務局長 書記	池田 博之 武田 健二

以上ここに会議の顛末を記し、その相違無きを認証するためにここに署名する。

議長（5番：葛西委員）

議事録署名者

7番

議事録署名者

9番